

諮問日：平成29年5月17日（平成29年度（個）諮問第5号）

答申日：平成29年9月11日（平成29年度（個）答申第6号）

件名：東京高等裁判所における特定日における申出人に対する構外退去命令等に関する文書に記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の日における苦情申出人に対する構外退去命令等に関する文書一切に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、本件対象個人情報を記録した司法行政文書は、作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が平成29年1月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判中に、半ば暴力的に、法廷の外に連れ出すことは、憲法の裁判を受ける権利の侵害である。そのような重大な権利侵害に対し、東京高等裁判所（以下「原判断庁」という。）は、文書を一切作成していないと説明するが、それこそ憲法で守られるべき裁判を受ける権利、罪刑法定主義などの基本的人権の侵害である。民事刑事処分を問わず、文書（令状等）が作成され、公権力の強制力が発揮され、行政手続法、行政不服審査法等による異議申立ての機会が保障されるべきなのに、裁判所内の公権力の行使に対し、誰がそれを命じたかも明らかにせず、本人に明確に理由も残せないのでは、憲法を守るべき裁判所の基

本構造からかけ離れた業務をしていることになる。いま一度、文書を探索し、確認すべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

原判断は、本件開示申出に係る保有個人情報について、特定の日に苦情申出人に対してされた構外退去命令に関連した警告、命令の執行及び再入構禁止の一連の手續の情報が記録された文書に記録された情報と特定し、文書を探索したが、原判断庁において個別の構外退去命令等の案件について一般的に文書を作成していないため、苦情申出人に対して構外退去命令等の措置を取った際の情報が記録された文書は存在しないとして、不開示としたものである。

構外退去命令の根拠となる庁舎管理規程等には、構外退去命令等の案件が発生した場合に、当該案件に係る文書の作成を義務付ける規定はなく、作成するか否かは各庁の判断によることとなるから、当該文書を一般的に作成していないとする原判断庁の取扱いに不合理な点はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年5月17日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月30日 審議
- ④ 同年9月8日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 構外退去命令の根拠となる庁舎管理規程等には、構外退去命令等の案件が発生した場合に、当該案件に係る文書の作成を義務付ける規定はない。また、当委員会庶務を通じて確認したところ、原判断庁においても、構外退去命令等の案件が発生した場合に、当該案件に係る文書の作成を義務付けてはいないとのことであった。そうすると、原判断庁において個別の構外退去命令等の案件について一般的に文書を作成していないため、苦情申出人に対して構外退去命令

等の措置を取った際の情報が記録された文書を保有していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、原判断庁において、本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、原判断庁において本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、原判断庁において本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人